

令和4年10月3日

小野寺委員

公明党の小野寺です。よろしくお願ひいたします。まず、前回のこの常任委員会でコロナの後遺症に苦しんでいる子供たちに手を打っていただきたいということで申し上げたんですけれども、あの後早速7月26日に県立高校、そして市町村の教育委員会、先生方に対して、子供たちのコロナ後遺症への理解をしっかりとするというところで促進をしていただいて、それ感謝申し上げたいと思います。また、スクールキャリアカウンセラーについても、週29時間の回復ということを考えてくださっているということに関係者から聞きました。それも重ねて御礼を申し上げたいと思います。

今日は3点お尋ねをするんですが、まず、はじめに、高等学校奨学金資金の債権管理体制について伺いたいと思います。

せんだって9月16日の一般質問で私は、令和3年度の包括外部監査の意見を受けまして債権管理の適正化について質問させていただいたところです。県教育委員会の所有する主な債権としては、高等学校奨学金資金と高等学校授業料債権があるというふうに承知をしておりますが、その債権のうち今日は高等学校奨学金資金ですね、そのお尋ねをしてきたいというふうに思っております。

この奨学金については、私どもの会派からもこれまで何度となく制度の充実に向けて提言をさせていただいて、これまで所得要件の緩和でありますとか、あるいは貸付月額を増額等、制度改正につなげていただいたというふうに考えています。

しかしながら、この制度改正を行ったとしても、この奨学金というのはやはり返還をしていかないと持続可能なものになっていかないと。やはり貸したお金を回収して、その次のまた貸付けに充てるということがうまくいかないと、行き詰ってしまうのではないかとというふうに思っています。

そこで、高等学校奨学金の債権管理状況について何点か伺いたいと思います。

まず、この高等学校奨学金資金、直近の3年間の債権の返還状況について確認をさせてください。

教育局財務課長

令和元年度は、17億7,400余円の調定を行いました、収入未済額は5億6,500余万円であり、返還率は68.1%となっております。そのうち現年度調定分の返還率は87.9%でした。令和2年度は、17億6,700余万円の調定を行いました、収入未済額は5億1,600余万円でありまして、返還率は70.8%です。そのうち現年度調定分の返還率は90.3%となっております。令和3年度は、17億3,500余万円の調定を行いました、収入未済額は4億8,600余万円であり、返還率は72.0%です。そのうち現年度調定分の返還率は90.4%となっております。このように年々収入未済額は減らすことができている状況です。

小野寺委員

少しずつですけれども着実に今減ってきているということは分かりました。その収入未済額を毎年減少させるために行っていることをお教えてください。

教育局財務課長

まず、平成24年度から債権回収会社、いわゆるサービサーも活用することによりまして効果的な債権回収に努めるとともに、返還額の向上と奨学生の利便性を図るために、平成21年10月から口座振替による返還方法を導入しまして、令和3年度末現在では28金融機関で対応できるようになっておりまして、順次拡大を図っています。

また、平成26年度からは総務局と連携しまして法的手段としての裁判所への支払督促の申立を実施した上で債務名義を取得しておりまして、この結果として令和元年度は支払督促件数が27件、そのうち債務名義の取得件数は8件でした。令和2年度は、支払督促件数が102件で、そのうち債務名義の取得件数は36件、令和3年度は、支払督促件数は103件で、そのうち債務名義の取得件数は52件と、積極的な活用によりまして支払督促や債務名義の取得件数は年々増加しております。このような取組によりまして収入未済額は着実に減少している状況です。

小野寺委員

そうですね、支払督促もかなり積極的に取り組んでいただいているということもありますし、あとサービサーの活用ということですね。以前は本当に職員の方が大変御苦労されていた、そのうちの幾らかはそのサービサーに仕事を委ねてきているということで、それ自体はよろしいことなのではないかなと思っています。

そうした中で、令和3年度の包括外部監査の中で様々いろんな指摘がされたわけですが、その中でも遅延損害金の請求を不要としていると、それによって履行期限を遵守して納付している債務者との間に不公平が生じているという指摘がありました。私もそれについては、その部分についてはそのとおりにかなというふうに思うのですが、これ今どういうふうな検討状況になっているのか教えてください。

教育局財務課長

給付型の就学支援制度を充実する中においても、奨学金を借りられる奨学生は経済的に課題を抱えている生徒が多いことから、高等学校奨学金の貸付けに際しては、履行期限を遵守することができない奨学生に対しては、生活状況や収支の状況を聴取した上で納付誓約書の提出を約束させた上で分割納付に応じる、そういった対応もしております。また、分割納付も難しい御家庭には返還猶予制度の活用を促すなど、貸付けによる支援だけではなくて、返還に際しても奨学生に寄り添った内容を心がけております。こうした中で遅延損害金につきましては、これまで徴収することは行っておりませでした。

一方で、令和3年度の包括外部監査におきまして、履行期限を遵守して納付した債務者との間との公平性の観点から、遅延損害金を徴収することも必要であるという指摘を受けたところです。現在他局の債権管理所属の動向や他の自治体の状況、それから遅延損害金を徴収することによる影響等を踏まえながら、現在対応については検討しているところでございます。

小野寺委員

今、ある意味で教育の無償化が進む中で、それでもこの奨学金を必要として

いる生徒の家庭というのは、経済的に課題があるというふうにお考えになっているわけですね。せめて元本だけでも、そういうことも分からないわけではないんですけれども、滞納しているというなかなか返還をしていただけない、そういう家庭の事情、これも一概に生活困窮家庭であるとも言いきれないわけで、その辺りしっかり見極めながら、今後どのようにきちんと返してくれている方々との公平性を担保できるのかということ、また考えていただきたいというふうに思います。

そしてまた、同じように包括外部監査で、徴収不能引当金の対象をこれ返金免除額としているわけですが、これ返金免除をしている金額だけではなくて、実績に回収が困難な金額も合わせて計上することが望ましいという指摘がありました。私これは妥当な指摘かなというふうに思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

教育局財務課長

徴収不能引当金は、公会計制度上の貸借対照表に資産から控除する形で計上するものでございますが、その算定につきましては、お話にありましたとおり、過去に返還免除された金額の実績を基に算出、計上しておりました。実質的に回収が困難な金額についても徴収不能引当金に計上するほうが望ましいとの包括外部監査の指摘を受けまして、全庁的に計上する方向で令和3年度に整理されましたので、令和3年度の決算財務書類からはそのように計上させていただいたところでございます。

小野寺委員

そして、この今回の包括外部監査の指摘の中で、これ所管課の、教育であれば財務課の皆さんの負担をやはりしっかり減らしていく方向を考えなければいけないということで、奨学金システムのアラート機能搭載、これはすごく多くの件数を管理されているわけですから、時効を迎える、そのお知らせをしっかりともらえるような、そういうシステムが必要なのではないかとということだと理解をしているんですけれども、この辺の見通しはどうなっていますでしょうか。

教育局財務課長

高等学校奨学金資金の債権管理につきましては、奨学金貸付金償還管理システムを使用して債務の管理を行っておりますが、そのシステムが時効の完成が近くなった債権に対して、外部監査で言われているようなアラート機能というものは搭載されておりません。そのため、現行のシステムでは、滞納者のリストに基づいた集計の一覧を打ち出した上で職員が目視で確認している状況です。現行の奨学金システムが導入からかなりの年数が経過しておりまして、令和6年度以降に一部OSのサポートが終了する予定ですので、システム改修に向けた対応を検討する中でこういった時効管理のアラート等も追加するなどの債権管理機能の強化、こういったものも併せて検討していきたいと思っております。

小野寺委員

よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、今後の債権管理、回収体制の取組についてお伺いをいたします。

教育局財務課長

奨学金の債権管理については、貸付けから返済までの一連の流れを同じ財務課の同じグループで管理して、一人一人の状況に沿って丁寧な対応をしているところでございます。滞納となった案件には、文書督促や電話による督促に加えまして臨戸による督促も行っているところですが、それまででも返済されない場合には、引き続き支払督促などの法的手段を積極的に進めていきたいと思っております。そのための債権管理の方法としましては、職員だけではなく引き続きサ―ビサーを活用することによりまして効率的かつ効果的な債権管理に努めていきたいというふうに考えております。

また、債権回収につきましては専門的な知識が要求されることから、庁内における研修等による担当職員の資質の向上にも努めます。

奨学金は、一人一人の返還金が次の新たな奨学生に引き継がれると、こういったことをしっかり周知するとともに持続可能な制度として維持していくためにも、引き続き総務局とも連携しまして適正な債権管理に取り組んでまいります。
小野寺委員

包括外部監査の中では県として一元管理体制が望ましいんじゃないかと、そういう意見もあったんですけども、やはり神奈川県としてはそれは以前にやってきました。結局、所管課がしっかり債権債務の性格に応じた管理回収をしていくほうがやはり効率的だということになって、今のような体制になっているんだというふうに承知をしています。

本来業務が本当に大変な中で、この債権管理の回収というのもこれもまた大変な重荷になるというふうに思うんですけども、今様々おっしゃっていただいたように、少しでも効率化できるように工夫を行っていただきたいと思います。

先ほどもちょっと申し上げたんですけども、本当に今奨学金制度が充実している中で、教育無償化が進む中で、以前貸し付けた奨学金ということもあるんだと思いますけれども、なかなかそれでも返済が困難な家庭があるというのは、それぞれ家庭の御事情というのがあるというふうに思うんですね。その辺を一斉に強制的に回収を行う必要は私はないというふうに思っておりますけれども、個別のその状況に応じたきめ細かな柔軟な対応が必要だと思いますので、ぜひそうした対応をこれからされるためにも、していかれるためにも、職員の皆さんの負担軽減につながる工夫、業務改善というところをしっかり取り組んでいただきたいと思います。

また、一般質問の中で知事から御答弁があったんですが、関係所属が連携したプロジェクトチームなどの体制を整えるというような発言もありましたので、教育委員会としても積極的に連携をしていただいて今後も適正な債権管理に努めるとともに、経済的に困窮している家庭には寄り添った対応を心がけていただきたいと思いますというふうに要望させていただきます。

次の質問に入ります。次は、先ほど来というか、先日の委員会でも様々議論があったところですけども、定時制ですね。県立高校の定時制における外国につながるのがある生徒の現状についてお伺いしたいと思います。

先ほど先行会派の質疑の中でも、横浜翠嵐の話が出てきました。外国につい

ながりのある生徒が多くてそこに力を入れてきたということで、それをなくすのはいかがなものかという、どなたか分からないわけですが、そうしたコメントが新聞に載っておりましたので、やはり一定の需要をしっかりと我々も受け止めていかなければいけないんだというふうに思っています。

私の地元では希望ヶ丘高校の定時制があるんですけども、ちょっとこのところコロナで参加する機会は減っていますが、入学式や卒業式やそれ以外にも学校に訪問させていただいたりとか、そういう機会がありました。その中で、やはり定時制というのは本当に不安とか夢とかない交ぜになって、いろんな気持ちを抱えて入学したその生徒さんたちが、4年後の卒業式のときにはかなり減っているというような印象があります。本当に定時制には支援の必要な生徒さんたちが在籍しているんだな、そんな中でも本当に最近外国につながるのあるお子さんたちの数が増えているという、そういう印象も受けています。この外国につながるのある生徒さんへの支援については、この県立高校においても様々な取組を行っているというふうには承知しておりますけれども、特に定時制における現状について何点か伺ってまいりたいというふうに思います。

まず、県立高校の定時制における中途退学者の割合、これはどのぐらいあるのか、まず教えてください。

高校教育課長

直近の資料が令和2年度公立高等学校等生徒の異動の状況という、こういう調査になるんですが、県立高校の定時制における令和2年度の在籍者に対する退学者の割合でございます。8.4%ということになってございます。ちなみに全日制ですと0.84%ということになってございますので、定時制のほうが割合としては高いという状況でございます。

小野寺委員

本当に倍率でいうと10倍ぐらい違うということだったんですけども、私の印象としては、もう少し中途退学の方が多いのかなというふうな印象もあったんですが、今この数字を聞いてなるほどと思いました。

あと、定時制には国籍は外国籍かどうかということは問わないにしても、外国につながるのある生徒の割合が多いという、そういう印象も持っています、先ほど申し上げたとおりです。どれぐらいの割合で、外国につながるのある生徒が入学をされているんでしょうか。

高校教育企画室長

令和3年度の文部科学省の調査、これは日本語指導が必要な児童・生徒の受入状況等に関する調査というものですが、これによりますと令和2年度には外国につながるのある日本語指導が必要な生徒のうち定時制の課程に在籍する生徒は331名おり、定時制の在籍生徒に対する割合は8.9%でした。

小野寺委員

約10分の1まではいきませんが9%ぐらいの生徒が日本語教育、指導が必要という、そういうことですね。もちろんこれ全日制と比べて定時制の場合は外国につながるのある生徒の比率が多いということなんですけど、これはどんな理由が考えられますか。今通信制とかいろいろございますが、定時制に多いということがあるんでしょうか。

高校教育課長

定時制高校、本県の状況でございますが、定員に対する入学者の充足率が比較的低い状況がございます。そうしたことから、入学した後の指導において個別対応に近い形で手厚い指導を受けることができるというふうなこともあり、夜間の定時制等を希望して入学をする生徒が多いのではないかとというふうに考えているところでございます。中学生の進路状況、希望状況、多様化しておりますが、先ほども少しお話しございましたが、通信制等への志願者も増えている状況でございますが、やはり外国につながるのある生徒にとっては定時制は選択肢としては重要視されているというふうな、そんな印象を受けているところでございます。

小野寺委員

なかなか今定時制の志願者数が減っていて、今回のような定時制の募集停止みたいなことがあるんですけども、でも、それが逆に外国につながるのある生徒さんたちにとっては非常にきめ細かな指導を受けられるということで、環境としては非常に定時制はいい、彼らにとっては好環境にあるということなんです。ちょっと皮肉なものだなというふうな気持ちもありますけれども。

先ほど定時制における中退、中途退学をされる生徒さんたちの比率をお聞きしたのですが、これ外国につながるのある生徒さんたちの中途退学というのは、どんな状況にありますか。

高校教育企画室長

令和3年度の文部科学省の調査、先ほどと同じ調査になりますけれども、こちらによりますと令和2年度中の県立高校の外国につながるのある日本語指導が必要な生徒の定時制の中退者は28名でございました。

小野寺委員

この28名というのは、どういうふうに捉えたらいいのかな。これは、率というのはいらないの。

高校教育企画室長

率で言いますと、8.5%になります。

小野寺委員

これ、せっかく定時制に入学をして、そして、ほかの全日制や通信制などと比べてもきめ細かな指導が受けられると。そうした環境の中にありながら、やはり一定の中退者が出てしまうということ。これは、そうした外国につながるのある生徒さんたちの中途退学の理由というのは、どんなふうに把握されてますでしょうか。

高校教育企画室長

この中途退学の理由というのは、複数の要因というふうに捉えております。学校生活、学業不適応、学業不振などもございます。それ以外に、卒業よりも前に帰国してしまうというケースもあるというふうに聞いております。

小野寺委員

学業の不振というのは、なかなか日本語の授業についていけないとかいろんな理由があると思うんですけども、学校への不適応というのはどんなことなんですか、具体的に。

高校教育企画室長

学校への不適應というのは、なかなかこの学校の一斉授業であるとか、それから学校での友だちとか、そういったところになじめないとか、いろいろな要因が考えられると思うんですけども、不適應というと今の仕組みになじめないということが考えられるかと思います。

小野寺委員

それは、外国につながるのある子供だけじゃなくて全ての生徒さんに言えることだと思いますし、あるいは日本の様々な生活習慣とどうしても母国のそういう文化と合わないところもあるんだと思います。様々な要因があるというふうに考えられるんですが、じゃ具体的にそうした外国につながるのある生徒さんたちが学校生活を送る上でどういうことが課題になっているというふうにお考えでしょうか。

高校教育企画室長

課題でございますが、まずは外国につながるのある生徒の中には、日本での生活が長くても日本語があまり得意ではないといったような生徒もいるため、生徒一人一人の状況を把握した上で指導する必要があるということが考えられます。また、日本語を習得するという課題がございますが、それ以外に生活、文化の違いから、先ほど申し上げましたけれども、学校生活への適應が難しいというようなところも課題として考えております。

小野寺委員

そういうところに対して、どういう支援をこれまで県教育委員会として行ってきたのか。あるいは、今後どういうふうにそれをまた強化していくのか、そのあたりのお考えがあればお聞かせください。

高校教育企画室長

外国につながるのある生徒への支援については、まず、令和4年度には、外国につながるのある生徒が多く在籍する県立高校27校、そのうち定時制は7校含まれます、を支援校としまして多文化教育コーディネーターを派遣しております。多文化教育コーディネーターの派遣はNPO法人との協働事業として行っておりまして、日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、支援対象の学校と相談しながら適切なサポーターを地域から選んで日本語学習を支援する、そのほか教職員の研修の実施、それから通訳の派遣、教育相談などの必要な支援、こういったものをコーディネートしております。

また、平成22年2月に作成しました外国につながるのある生徒支援のためのQ&A集、こちらは国からの通知などがあるたびに改定しておりまして、最新の情報を学校に提供しております。

今後ともこういったような取組を引き続き続けながら、学校からの情報なども得ながら必要な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

小野寺委員

大変大きな課題があるなという印象を受けました。なかなか一朝一夕に解決するところではないというふうに思うんですけども、私が考えるのは、本当に言葉の問題でそういう生徒たちをドロップアウトさせたくないという、これがやっぱりすごく強いんですね。言葉がしっかり理解できないと、なかなか

その先にある学習というのも困難になってくる。我々が日本人がろくに外国語も学びもせずに留学をしても、なかなかその学問が身につかないというのと同じで、結局勉強が分からないとどうしても学校に行くというのが嫌になるし、ドロップアウトにつながってってしまうというふうに思うんです。そこはやっぱりしっかりと今後取り組んでいくというのは、実はこの定時制高校というよりは、本当にできるだけ小さな頃からそれに取り組んでいかないといけないんだらうなというふうに思っています。この県立の定時制高校の学びを生かして、卒業後にはぜひ神奈川でそして日本社会で活躍をしてもらいたいと願っているわけですが、そのために必要な支援を、今後も夜間定時制を、言葉はちょっと不正確かもしれませんが集約していく方向になろうかと思えますので、ぜひその点を強化をしていただきたいというふうに要望申し上げて、次の質問に移ります。

次は、県立高校における肢体不自由の生徒の受入れについてお伺いをいたします。知的障害をお持ちの方々については、神奈川は大変先進的なインクルーシブ教育というのを推進しているわけですが、身体障害ですね、そういう障害のある生徒、こうした生徒にも高校教育を受ける機会を広げていくというのは、これは共生社会の実現を目指す上で大変重要なことだというふうに思います。

そこで、県立高校における肢体不自由の生徒の受入れ状況について、何点かお伺いをしたいと思います。

まず、肢体不自由の生徒が県立高校への入学を希望する場合、こういった手続が必要となるのか確認をさせてください。

高校教育課長

肢体不自由の生徒さんが高等学校への入学を希望するという段では、特に特別な手続等が必要なわけではございません。県立高校では、入学者選抜を受検していただき、合格をすれば入学という形になります。ただ、受検を検討する段階で、やはり中学校や保護者の方から受検生の障害の状況ですとか施設等についての配慮が必要な点について事前に御相談をいただくことが多いというのが現状でございます。

小野寺委員

とにかく入試を通ってもらえれば、当然学校長として入学を許可して、許可した以上はしっかり最後まで、卒業までその生徒を見ていくということになると思うんですけれども、その入試ですね、一番最初の関門である入試においても様々な配慮が必要になるケースがあると思うんですが、それはこういったことが多いんですか。その入試における配慮については。

高校教育課長

入学者選抜における学力検査の実施等におきましては、受検生の状況、障害の状況に応じまして別室での受検あるいは学力検査時間の延長、さらには拡大した検査問題や拡大した解答用紙の使用、そういったことの対応をいたしております。基本的には中学校での対応の状況を踏まえまして受検者等と相談の上で必要な配慮を行い、十分な時間、そして環境を用意した上で受検に臨んでいただけるようにいたしております。

小野寺委員

今、拡大をした試験用紙というお話もありましたけれども、私は肢体不自由ということでお尋ねしましたけれども、これは例えば視覚障害のお子さんとか聴覚のお子さんとか、そういう方々も当然含まれるというふうに考えてよろしいんですか。

高校教育課長

委員お見込みのとおりでございます。

小野寺委員

入学者選抜、入試に合格をして、いよいよ入学ということになると、当然先ほど学校の施設に関する御相談なども保護者や中学校からあるというふうにおっしゃっていましたが、もう学校生活を送る上でも様々な配慮が必要となってくるというふうに思いますけれども、現状どういう対応をされているのかお聞かせください。

高校教育課長

肢体不自由の生徒さん、入学が決まりましたら、まずは受け入れる学校で保護者等を交えて必要な対応について協議をさせていただいております。施設面におきましては、スロープや手すりの設置、あるいはトイレの状況をどういうふうに準備をしておけばいいのか、生活面におきましては介助員の配置が必要であるのかどうかといったこと、さらには教科の指導の面では実技教科等において個別の指導が必要かどうか、その辺り障害の状況に応じた対応について十分に検討させていただくこととなります。学校での協議を受けまして、必要な対応については各学校から県教育委員会に要望を御提出いただき、その都度対応してまいります。

小野寺委員

かなりきめ細かく対応していただいているということだというふうに思います。

先ほど介助員というお話が出ましたけれども、県立高校で身体障害のある生徒さんたちを介助する、支援する、その介助員というのは今どれぐらい実際いらっしゃるんですか。

高校教育課長

令和4年9月16日現在で、通年配置をしております非常勤の介助職員29名が配置されております。介助員につきましては、通年での雇用の方と、それ以外には随時ということで必要な場面をお願いする、2種類の方がいらっしゃいます。

小野寺委員

その介助の種類ですね、どういった障害に対して介助するというようなことになるのでしょうか。

高校教育課長

運動機能等に著しい障害があるということで常時介助が必要な方、いわゆる生活面での介助が必要な方や、あるいは、実技や実習を伴う教科科目の学習におきまして安全を確保する上で必要な場合、円滑な学習活動が著しく困難で、随時介助ということでその都度必要な介助がある場合、そのあたりに個々に対

応している状況がございます。

小野寺委員

一言で介助といっても様々な形があるんだらうということですね。分かりました。

肢体不自由、身体障害のある生徒の県立高校の受入れに向けて、中学校等にはどういうふうな周知をされているのでしょうか。

高校教育課長

例年6月と11月に中学校、高校の校長を対象としました入学者選抜に係る説明会を実施いたしております。その中で肢体不自由の生徒など配慮を必要とする受検生への対応について周知をしているところでございます。具体的には、受検生の障害の状況に応じて検査時に配慮を行うことが可能であるということ、そして、配慮の内容については、中学校での定期試験等で行っているその配慮の内容に準じて配慮を行うことができますということ、また、配慮が必要な場合については早めに受検する高校に相談していただきたい、このようなことを中学校、高校、両校種の校長がいるその説明会の場で説明をさせていただいているところでございます。

小野寺委員

これ障害のもちろん程度ということもあるんでしょうけれども、やっぱり共生社会の実現と言う以上は、そうした生徒さんも県立高校で普通の学べるような環境をつくるというは大変重要なことだというふうに思っています。ただ、やっぱりハードの整備というのがやはり一番大変なんだと思います。

先ほど先行会派で、教職員、障害者雇用の話も出ていましたけれども、やっぱり職場、その方々にとっては職場ですよ、学校はね。やはり職場のハード整備がしっかりと整わないと、なかなかそこで働くということが難しくなる。同じように、生徒さんもその学校生活を送る上で、やっぱりこのハードの整備というのが大変重要なんだと思いますけれども、それこそ一朝一夕にはなかなかかなわない話でありますので、そここのところはしっかりと工夫を重ねながらやっていただきたいというお願いをしたいと思えます。

以前、私、台湾の新北市立の小学校を視察させていただいたときに、非常にインクルーシブ教育というんですかね、障害のあるお子さんたちが一緒に学ぶ現場というのを見せていただいて、やはり先ほど御説明いただいた介助員、あとハードの整備、例えば弱視の生徒さんに対して一番前にすごく大きなスクリーンを用意して、そこにいろんな教材を映し出して、しかもそこに対して多分言葉でサポートをしている介助員の方がぴたっと付いていて、そうした現場も見させていただいて、やはり神奈川県もそうした知的障害はもちろん、こうした身体に障害のあるお子さんたちに対してのインクルーシブ教育というのも、やはり日本をリードする、そうした取組を行っていただきたいというふうに切に希望する次第です。

今現実に県立高校に在籍する障害のある生徒さんが円滑な学校生活を送れるということも併せて要望させていただいて、私の質問を終わります。ありがとうございました。